

第44回
著作権制度を俯瞰（ふかん）
～特許制度との比較から課題まで～
（2008/03/31）

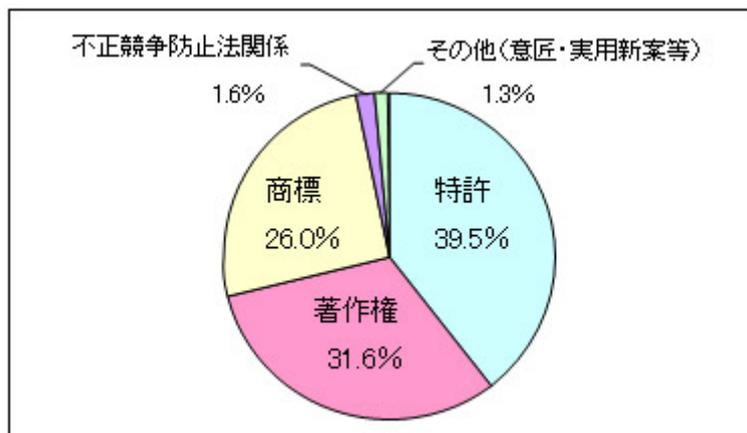
最近、著作権に関する記事が目立つ。筆者が新聞・雑誌など約80誌を対象として知的財産権に関連する今年の記事を調べたところ、実に31.6%が著作権に関するものだった（下グラフ参照）。

著作物は次々に生まれ、世に溢れ、著作権を取り巻く事件は毎日のように起きている。映画・音楽・ゲームソフトの海賊版、書籍や絵画の盗作、写真やホームページ（HP）の無断転載など、問題のパターンを挙げたらきりが無い。

かつては、著作権に関する紛争解決や仲介などは弁護士の専権業務であったが、現在は弁理士法の改正によって、弁理士も仲介業務等ができるようになってきている。にもかかわらず、実は著作権に詳しい専門家や実務家は極めて少ないのが実情だ。

著作権は、知的財産権のなかでも国民にとって最も身近な存在であり、知財マインドを醸成する入り口的存在として重要な位置づけにある。今回のコラムでは、著作権制度を俯瞰（ふかん）し、同じ知財として分類される特許制度との比較も交え、そこから見えてきた課題について整理したい。

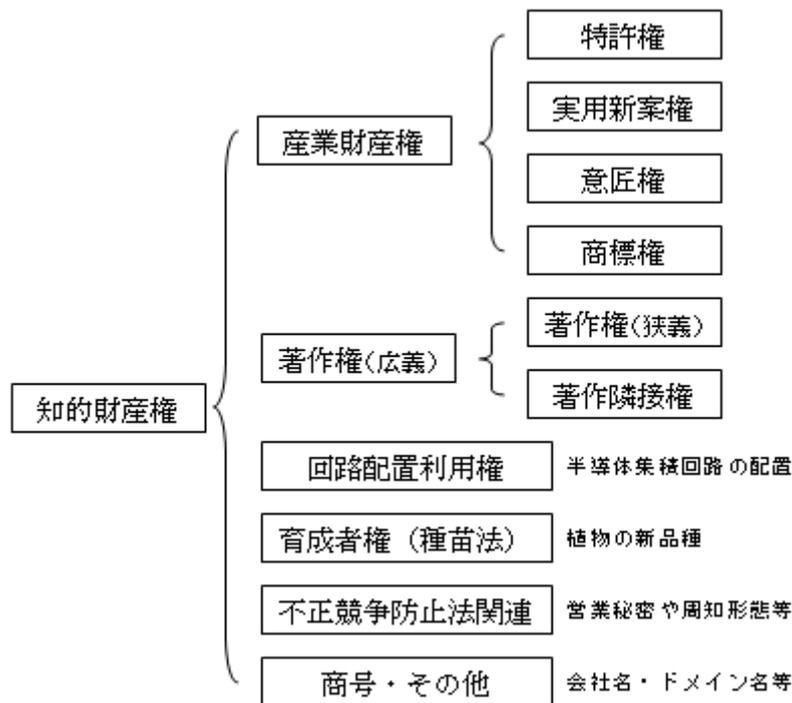
知財関連記事事件数の構成比（2008年1月1日～3月20日）



著作権の位置づけは産業財産権とは別

著作権は、知的財産権のなかで、特許権や商標権と別の枠組みとして分類されることがある。下図の通り、特許権や商標権など特許庁が管轄する権利は産業財産権と称されるが、著作権はこれに含まれない。

知的財産権の種類



「知的財産権」という言葉が普及する以前は、「無体財産権」イコール「工業所有権」としてしばしば扱われていた。そして、特許庁の管轄省が通商産業省から経済産業省に改称した頃に、「工業所有権」も「産業財産権」と改称し、これに著作権や不正競争防止法関連の権利を加え「知的財産権」と呼ばれるようになった。

なお、「著作権」は、広義の著作権と狭義の著作権とで権利範ちゅうが異なるので留意したい。広義の著作権の下位概念において、狭義の著作権と著作隣接権とに大別される。大まかにいえば、前者が著作物の創作者に与えられる権利で、後者が著作物の伝達者に与えられる権利である（[第43回参照](#)）。権利主体で言うと、例えば、前者が作曲者であれば、後者は演奏者である。また、条文上はこのほか著作者人格権や出版権などの付随的な権利がある。そして、狭義の著作権は、著作者人格権を含めて「著作者の権利」と称されている。

[第5回の本コラム](#)で、1990年代に企業の「特許部」が「知的財産部」に改称したことを取り上げたが、最近になって組織名と業務実態とのギャップが問題になりはじめている。というのも、組織名としては知的財産部があるにもかかわらず、扱う業務が産業財産権に限られ、著作権関連の業務については、依然として法務部や広報部が担当している企業が多いからである。

特許制度は産業政策、著作権制度は文化政策

著作権制度について、代表的な知財制度である特許制度と比較しながら大枠を整理すると下表のようになる。各制度を理解する上で、まず法目的と保護対象を理解しておくことが重要である。両制度の大きな差は、特許制度が技術を保護する産業政策として、著作権制度は表現を保護する文化政策として、位置づけられている点にある。

特許法と著作権法との差異

	特許法	著作権法
管轄官省庁	経済産業省特許庁	文部科学省文化庁
法目的	発明の保護及び利用を図る	著作物並びに実演、レコード、

	ことにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与すること	放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること
保護対象	自然法則を利用した技術的思想の創作	思想または感情を創作的に表現したもの
権利の発生	出願・審査を経て設定登録時に発生（行政処分）	創作時に自動的に発生（無方式）
権利の性質	独占排他権（絶対権）	独占排他権
権利維持費	年金が必要（第 36 回参照）	無料
権利期間	出願日から 20 年（5 年を上限とする延長制度あり）	原則として著作者の死後 50 年（いくつかの特例あり）
権利侵害の罰則	10 年以下の懲役等	10 年以下の懲役等
関連国際条約	パリ条約、特許協力条約、TRIPs 協定等	ベルヌ条約、TRIPs 協定等

制度趣旨の差から細部の差が生まれてくる。たとえば、権利期間は、特許権が出願から 20 年なのに対し、著作権は著作者の死後 50 年と長い。特許は、産業政策上、保護と利用との調和を図り技術の累積的進歩を促進するため、一定の期間を保護した後はフリーな技術として開放される。一方、著作権は、先人の遺産として敬意が払われ、存続期間が長く設定されている。ちなみに、1962 年以前は死後 30 年までと規定されており、諸外国との調和から延長改正が繰り返され、最近では 70 年までの延長が検討されている。また、著作権の存続期間については、いくつかの特例があるので留意したい（著作権法 51 条～58 条）。

そして、両制度の特筆すべき大きな相違点として、権利の性質が挙げられる。特許権も著作権も独占排他権である点に変わりないが、特許権は絶対権であり、ダブルパテント（同一内容の重複権利）は許されない。一方、著作権は、個別独立の創作に係るものには権利が及ばない。すなわち、他人同士が偶然同一のものを創作した場合には、両者に権利が発生する。

このような権利の性質の違いもあり、特許権を得たい者は出願し審査を経て特許を受ける必要があるが、著作権は無審査である。しかも、特許法では先願主義を採用しているため、先に発明したとしても特許が得られる保証はなく、後に発明した者が権利を取得し、先に発明した者が実施制限を受けるという理不尽なこともあり得る。ただ、審査があるがゆえに、特許権は、著作権と異なり、唯一の権利者が明確になるのだ。

著作権制度に詳しい実務家が少ない理由

著作権の問題は日常のかつ頻繁に起きているにもかかわらず、著作権制度に詳しい専門家は極めて少ない。日本弁理士会の HP 上で登録弁理士の専門分野を検索したところ、特許・実用新案を専門とする者が 3172 人に対し、著作権を専門とする者はたったの 435 人である。

そもそも、弁理士試験において、著作権法は試験範囲に指定されていないながら、天王山と言われている必須科目の論文試験では出題されない。選択科目やマークシート方式の 1 次試験で数問出

題される程度である。条文の量が多い割には配点が少ないことから、著作権法をまったく勉強せず産業財産権4法に集中するという試験対策すら、受験生の中に横行している。

また、弁護士試験においても著作権法は試験範囲であるが、以前は直接出題されることはなく、現在の新司法試験でも、論文式選択科目である知的財産法の問題の1つとして出題される程度にとどまっている。

もちろん、文部科学省や大学関係者のなかには、著作権法にかかわる研究で著名な専門家もいるが、学問としての造詣は深いものの、実務家として活躍する者はほとんどいない。学問と実践には大きな乖離（かいり）があり、「専門家」イコール「実務家」ではない。もちろん、実務を遂行するには、専門知識を持ち合わせていることを前提に、理論を実践におとす能力が求められる。

特許制度では、出願や審査中間処理など法的手続きが発生することから、代理人としての商売が成立し、実務家が業界として育成されている。また、特許関係の紛争は企業間で生じることが多く、損害賠償額が億単位の高額になることもあり、解決時の報酬も相応の額が期待できるため、実務家をめざし、特許事務所開業を夢見る者もいる。

一方、著作権制度は、無審査であり紛争が起きるまでは、専門家の出番がほとんどない。また、紛争には資力の乏しい個人、あるいは法的執行が厄介な外国人や反社会的団体などが絡むケースが少なくないためか、実務を積極的に担う者は少ない。

いずれにせよ、著作権制度に詳しい実務家は少ないのだ。

身近な知財である著作権制度の整備を

最近の著作権関連記事を見ていると、紛争以外に法改正案にかかわる記事も散見される。しかも、デジタル複製・放送関係など隣接テーマが別の記事として同時期に掲載されることがある。関係団体が多いことも一因だと考えられるが、まとまり感に乏しい。

一方、特許法等の改正手続きでは、分散したテーマであっても関係者が集い検討・議論する場合がほとんどで、国会に提出される改正法案は、一体として整理されている。結果として、これらを取り上げる記事も1つになる。

このようなこともあってか、著作権法は同じ年に複数回の法改正が施されることもある。そのときどきの課題に対応した条項がパッチワークのように規定されており、分かりづらい条文になってきた。そろそろ、関係者が一堂に会して全体を整理し、大改正を検討してもよい時期ではなかろうか。

また、日本が知財立国をめざす上で、著作権に関する専門家や実務家の育成についても、国を挙げて検討が必要であろう。著作権については、国民の多くが日常で関係する身近な知財として、それを支えるしっかりとした制度・体制を整備したいものだ。